

財務監査及び行政監査の結果に対する措置の
内容の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条
第14項の規定に基づく通知があったので、同項の規定
に基づき当該通知に係る事項を別紙のとおり公表します。

令和8年7月29日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	岩 井 清 郎
同	竹 内 清 海

別 紙

令和 7 年度第 2 期財務監査及び行政監査の結果（令和 8 年 3 月 31 日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<u>公民館土地使用料について</u>（教育振興部 生涯学習振興課） 市は、公民館の土地又は建物に自動販売機を設置しようとする者に対し、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び市川市財務規則（以下「財務規則」という。）第 183 条第 1 項に基づき土地又は建物（行政財産）の使用の許可をするとともに、当該使用に係る使用料について、市川市使用料条例第 3 条に基づき使用料を徴収している。当該使用料の徴収事務（以下「本件徴収事務」という。）について調査したところ、令和 6 年度の事務処理において、令和 6 年 4 月 1 日付けで使用の許可をしているにもかかわらず、使用料の調定を令和 7 年 2 月 3 日に行っている事例が確認された。 財務規則第 29 条第 1 項第 3 号は、随時の収入で納入の通知を発するものの調定の時期は「原因の発生したとき」とする旨規定しているが、本件徴収事務においては本来なら使用の許可をしたときである令和 6 年 4 月 1 日が同号の「原因の発生したとき」に当たると解されるところ、実際の調定の時期が令和 7 年 2 月 3 日と大幅に遅延したことは財務規則の規定に反するものである。なお、本件徴収事務については、令和 5 年度の財務監査においても、調定手続の遅滞について指導事項としていたにもかかわらず、是正されていないものである。 よって、土地又は建物（行政財産）の使用の許可をしたときは、当該使用	土地又は建物（行政財産）の使用の許可をしたときは、速やかに当該使用に係る使用料の調定手続を行うことについて改めて徹底するとともに、行政財産の使用許可及び使用料の徴収に係る事務処理について、収納管理簿を使用し手続が適正に行われているかチェックする体制を整備した。 また、これらのことについて行政財産使用許可事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に明記した上で、管理職及び担当者がマニュアルに基づく適正な手続を徹底することにより再発防止に努めるものとする。 （教育長から通知のあった日：令和 8 年 7 月 24 日）

に係る使用料について財務規則に基づき適正に調定を行うとともに、再発防止の徹底を図られたい。	
--	--